

助成・褒賞選考委員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人みらいファンド沖縄（以下、当財団という。）は、当財団が行う助成事業及び褒賞事業の支援団体を選定する選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会の事務は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 当財団が行う助成事業に係る支援団体の選定
- (2) 当財団が行う褒賞事業に係る支援団体の選定

(委員の構成等)

第3条 委員は、N P O活動に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、理事会で選任した上で、代表理事が委嘱する。

- 2 代表理事は、委員の委嘱に際して当財団の役員及び職員以外の者を過半数よりも多く委嘱するものとする。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(選考会の設置等)

第4条 助成事業、褒賞事業ごとに選考会を設置する。

- 2 各選考会の委員は、委員のうちから、代表理事が選考会ごとに選任する。
- 3 各選考会の委員の定数は3名以上とする。
- 4 代表理事は、各選考会の委員の選任に際して当財団の役員及び職員以外の者を過半数よりも多く選任するものとする。
- 5 代表理事は、各選考会の委員の選任に際して、選考会毎に次に掲げる者を外部委員として委嘱し、選任することができる。ただし、その数は各選考会の委員から財団の役員及び職員を除いた委員の3分の1を超えることはできない。
 - (1) 冠助成及び冠褒賞の寄附者、テーマ提案型基金の設置申請者
 - (2) 代表理事が地域性やテーマの特異性から必要であると認めた者

(議長)

第5条 各選考会にそれぞれ議長を置く。

- 2 議長は外部委員と当財団の役員及び職員を除く委員のうちから各選考会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は会務を総理し、選考会の議事を運営する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(選考会の会議)

- 第6条 各選考会は、必要に応じて代表理事が招集する。
- 2 各選考会は、当該各選考会に選任された委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、当財団の役員及び職員の委員及び外部委員以外の者が出席者の過半数以上を占めなければならない。
- 3 会議の議事は出席した委員（外部委員含む）の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要と認めるときは、各選考会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。
- 5 各選考会は、緊急を要する場合等は、各選考会の委員（外部委員含む）の持ち回り（文章回答及びメール回答も含む）によって第2に掲げる事務を行うことができる。

(委員の除斥)

- 第7条 委員（外部委員含む）は、第2各号に掲げる事項に関し、自己（自己が役職員等である団体）又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。
- 2 その利害の關係から議事に加わることができない委員が発生した場合の会議の議事は、外部委員、当財団の役員及び職員を除く出席委員の過半数の同意を条件として決する。

(理事会への報告)

- 第8条 各選考会での議決の結果は、当該選考会の直後に開催される理事会へ報告するものとする。

(議事録)

- 第9条 委員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

(謝金等)

- 第10条 委員には、その職務執行の対価として謝金等を支給することができる。謝金等の基準については、謝金等支給規程を準用する。

(守秘義務)

- 第11条 委員（外部委員含む）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員（外部委員含む）の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第12条 委員会及び各選考会の事務は、当財団の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は代表理事が定める。

2 この要領に定めるもののほか、各選考会の運営に関し必要な事項は議長が定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年7月6日から施行する。 (2019年7月6日理事会議決)